

エイズ対策の新たな展開



東京都

はじめに

東京都は、平成 4(1992)年に策定した「東京都エイズ対策基本方針」に基づき、エイズ対策を進めてきました。

H I V 感染症¹は、感染の条件が成立すれば誰もが感染するリスクを負っていますが、感染経路は限られており、十分に予防が可能な疾病です。また、近年の医療の進歩に伴い、疾病を概ねコントロールできるようになりました。完治することは困難であっても、服薬により発症を抑えたり重症化を防止し、長期にわたり社会生活を送ることも期待できるようになってきています。

しかし、性的接触による感染が多くを占めていること、また従来は「死に至る病」とのイメージが強かったこともあり、誤解や差別を受けやすい側面があったことは否めない事実です。社会全体のこうした認識は、治療が進歩した今もなお、完全に払拭されているとはいえません。

その一方で、H I V 陽性者²は増加し続けており、特に東京には全国の報告数の約 3 分の 1 が集中している実態があります。企業・学校・地域等社会の様々な場に陽性者がいることは、これまで以上に当然の前提として受け止める必要があります。その病状やライフスタイルに応じた支援の必要性が高まっています。

このような社会情勢の中、平成 18 (2006) 年 3 月、国は、エイズ対策の一層の充実強化を図るため、「エイズ予防指針」の改正を行い、地方自治体が地域の実情に合った対策を進めていくことの重要性を提言しました。これを踏まえ、都においても、平成 20 (2008) 年 3 月に改定した「感染症予防計画」の中で、中長期的視野に立った施策を計画的に展開していくことを位置づけました。

平成 21 年 1 月には、「東京都エイズ専門家会議」から東京の現状の分析を通して浮かび上がる課題と今後のエイズ対策の方向性を明確に示した報告書「東京都におけるエイズの現状～現在の課題と今後の方向性～」をいただきました。この報告を踏まえ、この度、今後東京都が取り組んでいくべき主な取組について「エイズ対策の新たな展開」として取りまとめました。都は、この「新たな展開」に基づき、エイズ及び H I V 感染に対する理解の促進を図りながら、N P O や企業等様々な主体と連携し、感染拡大の防止と陽性者への支援を両輪に位置づけた、より実効性が高いエイズ対策を推進していきます。そして、すべての都民が H I V 感染の有無にかかわらず、ともに力を合わせて暮らしていける社会が実現できることを目指してまいります。

平成 21 年 5 月

東京都福祉保健局

¹ H I V 感染症・・・H I V に感染している状態。エイズ発症の有無を問わない。

² H I V 陽性者・・・H I V に感染している人々。エイズ発症の有無を問わない。

エイズ対策の新たな展開

(目次)

はじめに

第 1 東京のH I V感染者及びエイズ患者の現状とこれまでのエイズ対策	1
1 H I V感染症の特徴	1
2 東京都のH I V感染者及びエイズ患者の動向	2
3 近年の医療の進歩	3
4 国の動向(制度・法令等)	4
5 東京都のこれまでの取組	4
第 2 基本的な考え方	6
1 目標	6
2 構成	6
第 3 目標別の具体的な取組	7
目標 1 : エイズ及びH I V感染に対する理解の促進	7
目標 2 : 感染拡大の防止	14
目標 3 : H I V陽性者の支援	24
目標を実現させるための基盤づくり	32
エイズ対策の新たな展開 体系図	40
参考資料	43

第 1 東京のHIV感染者及びエイズ患者の現状とこれまでのエイズ対策

1 HIV感染症の特徴

HIV感染症は、感染しても無症状の期間が長期にわたることから、感染に気付く機会は非常に少ないことが特徴で、自らの感染に気付かないまま他の人へ感染させてしまうリスクがあります。

一方、感染経路は限定的で、基本的な知識の普及と自発的に予防行動をとることにより感染を防ぐことが可能です。

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ³」という。）は、ヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV⁴」という。）に感染することによって発症する慢性感染症です。全国の感染報告は、社会の担い手である年齢層を中心に年々増加しており、人口や多くの都市機能が集積する大都市・東京には全国の報告数の約3分の1が集中しています。

HIVに感染した場合、感染してから数週間以内に初期症状⁵が出ることはあっても、その後自覚症状はほとんどなく、無症状期間は平均10年と長期にわたることから、感染に気付く機会が非常に少ないことが特徴です。その結果、自らの感染を知らないことで他の人への感染を防ぐ手段が取れないでいる期間が長期化すると、潜在的に感染が拡大するリスクがあります。一方、感染経路は限定されることから（性行為による感染、母子感染、薬物使用時の注射器の共用など血液を介する感染。我が国では性的接触による感染が多い。）基本的な知識の普及と自発的に予防行動をとることにより感染を防ぐことが可能です。

³ エイズ（AIDS）・・・後天性免疫不全症候群（Acquired ImmunoDeficiency Syndrome）。アルファベットは、英語標記の頭文字を取った略称。HIV感染して免疫機能の低下により、23のエイズ指標疾患のいずれかを発症していること（ニューモシスチス肺炎、サイトメガロウイルス感染症等）

⁴ HIV・・・ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）。英語標記の頭文字を取った略称

⁵ 初期症状・・・初感染したHIVは、急激に増殖する。感染者には発熱、倦怠感、筋肉痛、リンパ節膨張、発疹といったインフルエンザ様の症状がみられることもあるが、数週間で消失する。

2 東京都のHIV感染者及びエイズ患者の動向

東京都の HIV 感染者（以下「感染者」という。）の新規報告数は年々増加傾向にあります。一方、エイズ患者（以下「患者」という。）についてはここ数年横ばい傾向にあり、感染者と比べて若干高い年齢層に集中しています。また、日本国籍男性が多くを占めており、感染経路は同性間性的接触が中心です。

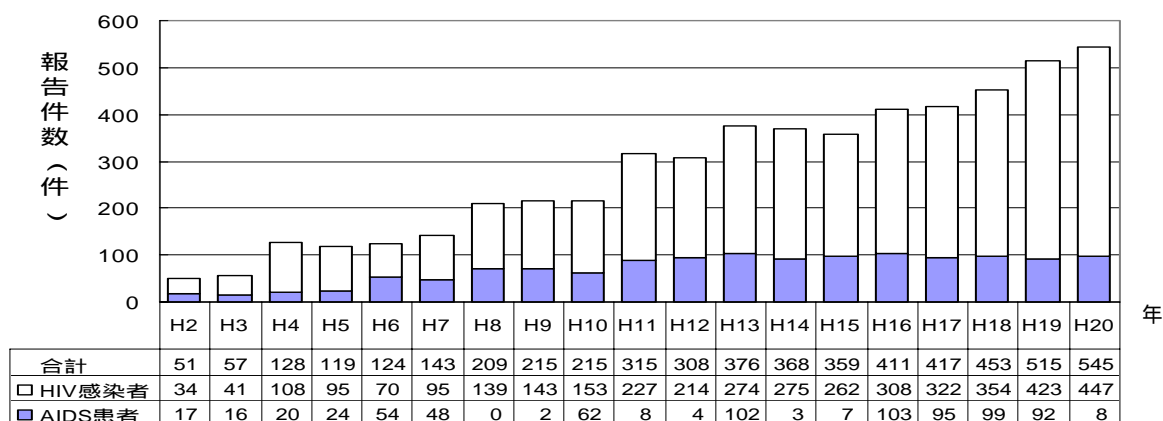
東京都における近年の新規感染報告の動向を見ると、HIV感染者については年々増加している一方、エイズ患者については横ばい傾向にあります。

年齢別では、感染者は20歳代～30歳代が全体の7割弱を占める一方、患者は30歳代～50歳代で8割を占め、感染者と比べて若干高い年齢層に集中しています。

国籍別・性別では日本国籍男性が増加し続け、平成20(2008)年には全体の約9割を占めています。

感染経路別では同性間性的接触が、同年には全体の7割に達しています。

東京都のHIV感染者及びエイズ患者報告数年次推移
(平成2(1990)年～平成20(2008)年)



出典：感染症発生動向調査

凝固因子製剤による感染者数(全国)平成19(2007)年5月31日現在

日本国籍		
男性	女性	計
1,420	18	1,438

(人)

出典：エイズ動向委員会報告

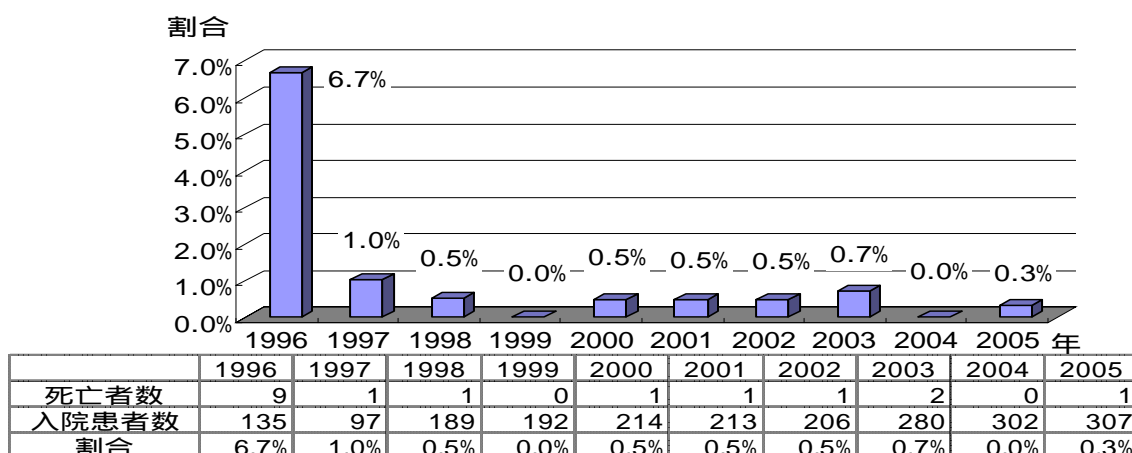
3 近年の医療の進歩

多剤併用療法の発達により、H I V感染症は「コントロール可能な病」となり、H I V陽性者の予後は大きく改善されました。しかし、現在の医学の水準で完治はできず、一生涯の服薬が必要です。服薬による健康への影響等治療上の新たな問題や、H I V陽性者の高齢化に対応し得る社会環境の整備も重要な課題になっています。

1990年代半ば以降、多剤併用療法（H A A R T）⁶の発達により、H I V感染症は「不治の病」から「コントロール可能な病」へと、疾病概念及び病態生理についての考え方が変化してきています。早期にH I V感染を把握して、適切な時期に治療を始めればエイズの発症を長期にわたって抑えることも可能となったことから、H I V陽性者の予後は長期化し、働き学びながら受療を続ける方も少なくありません。しかし、コントロールが可能になってきたとはいえ、現在の医療の水準で完治するわけではなく、ほぼ一生涯毎日の服薬が必要です。また、薬の副作用や長期の服薬による健康への影響⁷、治療（服薬）中断や薬の飲み忘れによる薬剤耐性ウイルスの出現の機会の拡大等、治療上の新たな課題も生じています。さらに、治療の進歩により、H I V陽性者の高齢化に対応し得る社会環境の整備も重要な課題となっています。

6か月以上H A A R Tを受けていた患者がエイズ関連疾患で死亡した割合（対入院患者数）（平成8(1996)年～平成17(2005)年）

A C C（国立国際医療センター戸山病院）



⁶ 多剤併用療法（H A A R T）・ ・ ・数種類の抗H I V薬を各人の症状・体質に合わせて継続的に投与し、ウイルスの増殖を抑え、エイズの発症を防ぐ治療法

⁷ 健康への影響 ・ ・ ・主な疾患として、脳血管障害・心疾患・糖尿病などがあげられる。

出典：「特集：新しいエイズ対策の展望 第一部：エイズ対策を巡る新たな方向性エイズ医療の課題（２）：病診連携への期待及び可能性を探る」
保健医療科学.Vol.56, No.3, pp.192-196, 2007. 島田 恵、岡 慎一

4 国の動向（制度・法令等）

平成 18(2006)年に改正されたエイズ予防指針において、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を充実することが期待されています。

また、感染報告が特に多い、都を含む 16 の自治体を「重点自治体」に選定し、エイズ対策の強化を促しています。

エイズは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）上、五類感染症に位置づけられ、エイズ対策の具体的な取組の方向性は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 11（1999）年制定。いわゆる「エイズ予防指針」）に示されています。

平成 18（2006）年 3 月、国は、感染報告の増加と HIV 陽性者の予後の長期化等の状況を踏まえてエイズ予防指針を改正しました。指針中、「疾病概念の変化を踏まえた施策の展開」「国と地方公共団体との役割分担の明確化」「施策の重点化、計画化」等がエイズ対策の基本的方向として位置づけられ、地方自治体は、地域の実情に応じた施策を充実することが期待されています。また、東京都も含め、感染報告数が特に多い 16 の地方自治体を「重点的に連絡調整すべき都道府県等」に選定し、エイズ対策の強化を促しています。

5 東京都のこれまでの取組

都はこれまで、平成 4(1992)年に定めた「東京都エイズ対策基本方針」に基づき、普及啓発、相談・検査、医療、療養支援の各分野における様々な施策に取り組んでいます。

我が国最初の症例が公表された昭和 60（1985）年、都は都立病院で専門外来を開設しました。平成 4（1992）年には「東京都エイズ対策基本方針」を定め、これに基づき現在に至るまで、様々な施策を進めてきています。

感染予防に向けた対策として、年間 2 回のキャンペーン月間（東京都 H I

V検査・相談月間と東京都エイズ予防月間)に集中的な普及啓発を実施しているほか、若者向けの施策として、エイズ・ピア・エデュケーション事業を実施するとともに、平成18(2006)年には、普及啓発拠点「ふぉー・ていー」を開設しました。

また、昭和62(1987)年に都保健所における相談・検診を開始し、平成5(1993)年には平日夜間の常設検査機関である東京都南新宿検査・相談室を設置しました。平成17(2005)年からは、多摩地域において土曜日の即日(迅速)検査を開始し、感染の早期発見に向けた体制の整備に努めています。

医療対策についても、エイズ診療拠点病院⁸(以下「拠点病院」という。)エイズ診療連携病院⁹(以下「連携病院」という。)及びエイズ診療中核拠点病院¹⁰(以下「中核拠点病院」という。)を指定するとともに、医療従事者臨床研修等医療人材の育成にも取り組んでいるほか、医療機関との連携策として、協力歯科診療所紹介事業を推進しています。

療養支援対策としては、エイズ専門相談員の派遣、陽性者支援のための冊子の作成等の事業を実施しています。

平成20(2008)年3月に改定した「東京都感染症予防計画」では、「エイズ対策の推進に関する基本的な計画を策定し、中長期的視野に立った総合的な施策を、市内及び区市町村等と連携しながら計画的に進めていく」ことを位置づけました。

⁸ エイズ診療拠点病院・・・エイズに関する総合的かつ高度な医療を提供する病院

⁹ エイズ診療連携病院・・・拠点病院と連携して、精神科、小児科、産科、歯科等専門分野における高度な医療を提供する病院

¹⁰ エイズ診療中核拠点病院・・・拠点病院等に対する研修事業を実施し、また、拠点病院等との連携を進めるために必要な連絡調整を図る病院

第2 基本的な考え方

本「新たな展開」は、平成4(1992)年に定めた「東京都エイズ対策基本方針」の下に、大都市東京の発生動向の特徴、施策の対象層の多様化、医療の進歩に伴う疾病概念の変化等の社会情勢を踏まえながら、東京都が関係機関と連携し、今後取り組んでいく目標とその具体的な方策について明らかにしたものです。

1 目標

本「新たな展開」は次の3つを目標とします。

目標1「エイズ及びHIV感染に対する理解の促進」

多くのHIV陽性者が日常生活を送りながら、社会の中の様々な場で既に活躍している一方で、今でも感染経路に関する誤解やHIV陽性者への差別・偏見等がなくなったとはいえません。エイズ及びHIV感染に対する知識を普及し、理解を促進することにより、差別・偏見をなくすとともに、社会の認識を転換し、都民の理解と協力を得ながらエイズ対策を進めていける土壌をつくる必要があります。

目標2「感染拡大の防止」

感染報告は毎年増加し続けており、その中心を占めているのは、現在及び将来の社会の担い手となる年齢層です。都民の健康を守り、東京の活力を維持していくため、将来を見据えて、感染拡大の防止に向けた取組を進め、新規感染の減少とエイズの発症の抑制を図ることが必要です。

目標3「HIV陽性者の支援」

医療の進歩によりHIV陽性者の予後が長期化するに伴い、長期服薬に起因する副作用、高齢化による機能障害の発生など、HIV陽性者支援に伴う課題は多様化・複雑化しています。HIV陽性者一人ひとりが、個々の病状やライフスタイルに合った医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる環境づくりが必要です。

2 構成

本「新たな展開」は上記の3つの目標と「目標を実現するための基盤づくり」を合わせて4つの柱とし、それぞれの柱を支える10の「プラン」と、それぞれの「プラン」を実現するための22の「アクション」を設定しました。また、「アクション」については、拡充する取組を明記しました。

第3 目標別の具体的な取組

目標1:エイズ及びHIV感染に対する理解の促進

H I V感染症に対する誤解の解消と理解の促進

H I Vの感染力は決して強くなく、感染経路も限られていることから、感染を予防することは十分可能です。しかし、治療法が進歩したとはいえ、現在の医療の水準では完治できず、一生涯毎日の服薬が必要です。また、薬の副作用等による健康上の影響も大きい等、治療に伴う深刻な問題も少なくありません。

現状においては、エイズ及びH I V感染に関するこうした情報がまだ十分社会に浸透しているとはいえ、感染経路等に関する誤解が今なお残っている一方、長期にわたる受療の厳しさについて正しく認識されていないことが懸念されています。加えて、わが国においては性的接触による感染が多いことなどにより、H I V陽性者への偏見・差別を生じやすい側面があります。

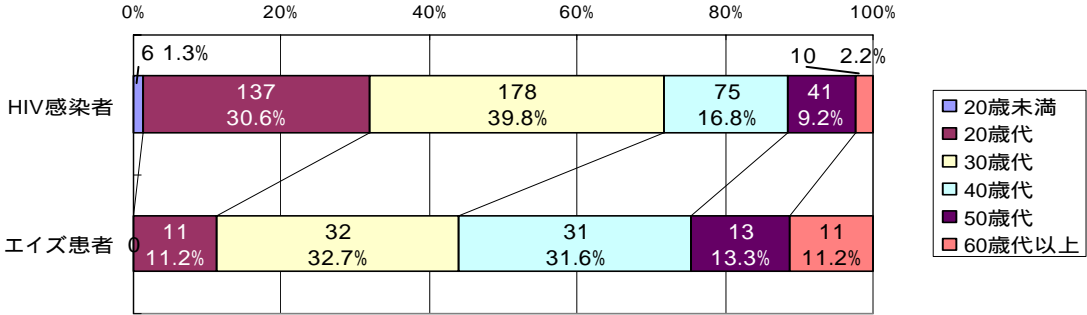
一方で、地域・職場・学校等、社会の中の様々な場にH I V陽性者がいることは今や珍しいことではなくなっています。特に、20歳代から40歳代の働き盛りの層に感染報告が集中している現状を踏まえ、治療を受けながら働き続けられるよう、職場の理解や環境づくりが一層重要になっています。

こうしたことから、H I V感染症に対し根強く残る誤解や不安、H I V陽性者に対する排除の感情などを解消し、正確な情報の提供と理解の促進が必要です。

今後、これまで進めてきた情報提供や普及啓発等を引き続き実施するとともに、新たな機会・場所等の開拓に努めるなど、一層積極的な取組を進めていきます。

HIV 感染者は 30 歳代が最も多く、20～40 歳代で全体の 87.9%を占めています。
 エイズ患者は 30 歳代が最も多く、続いて 40 歳代、50 歳代の順で、全体の 77.6%を占めています。

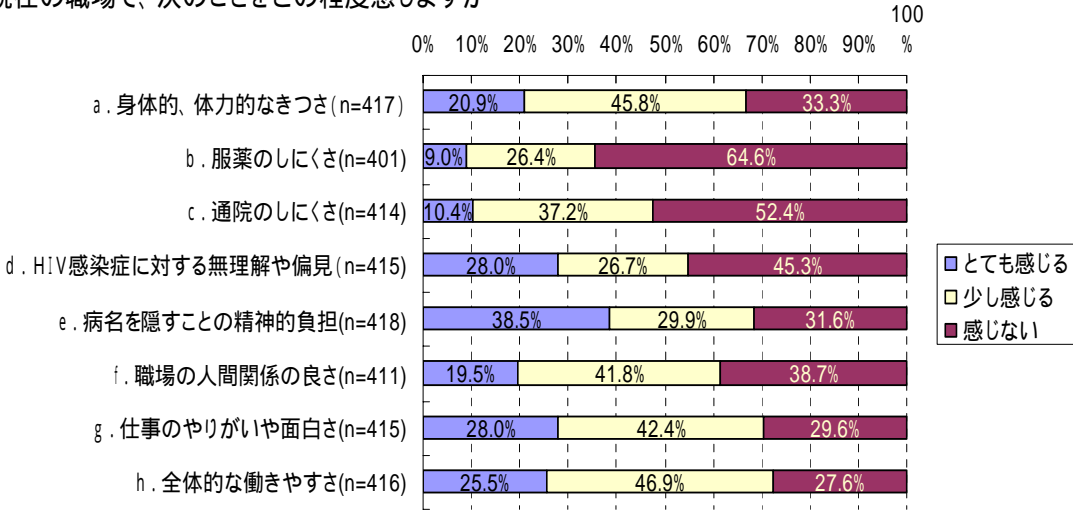
東京都の HIV 感染者及びエイズ患者年齢別割合 平成 20(2008)年新規報告



出典：感染症発生動向調査

(「HIV 陽性者の療養生活と就労に関する調査研究」報告書から)
 職場で「HIV 感染症に対する無理解や偏見」「病名を隠すことの精神的負担」を感じている人が多いです。
 「仕事のやりがいや面白さ」「働きやすさ」を感じている人もかなりいます。

現在の職場で、次のことをどの程度感じますか



出典：HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究「HIV 陽性者の療養生活と就労に関する調査研究」報告書 平成 16 年度厚生労働科学研究
 (主任研究者：木村哲 分担研究者：小西加保留)

【取組】

- プラン1 都民に対し、HIV感染に関する基本的な知識の普及を進めます
- プラン2 学校・地域・職域等の場で、様々な機会を通じた啓発を進めます
- プラン3 人権擁護の視点からの取組を進めます

プラン1

都民に対し、HIV感染に関する基本的な知識の普及を進めます

広く都民に対し、エイズ及びHIV感染に対する基本的な知識を提供し、正しい理解を促進するため、様々な機会をとらえ、多様な手法を活用して普及啓発活動を行います。

<アクション1>

多様なメディアを活用した情報提供を行います

一般都民に対し、基本的な知識を提供するため、「ともに生きるために」等一般都民向けの啓発リーフレットを病院、保健所、学校等を通して配布します。また、発生動向や行政・民間団体の取組等、エイズを巡る最新の情報を提供するため、エイズニュースレターの発行、携帯電話向けサイトや局のホームページの充実等インターネットの活用を通じた情報提供を行います。

【福祉保健局】

<アクション2>

キャンペーン月間における集中的な普及啓発を進めます

一般都民の関心を喚起し高めていくため、「東京都エイズ予防月間」、「東京都HIV検査・相談月間」等の機会に、公共施設や交通機関等へのポスターの掲出や、東京都提供番組・都及び区市町村の広報誌を通じた情報の掲載等マスメディアを活用した広報、街頭キャンペーン等を実施します。

【生活文化スポーツ局、福祉保健局】

プラン2

学校・地域・職域等の場で、様々な機会を通じた啓発を進めます

現在及び将来の東京を担う若い世代や働き盛りの世代に対し、学校、地域、職場等における様々な機会を通じて、重点的な啓発を実施します。

<アクション3>

学校教育での取組を進めます

学校において感染予防や人権擁護についてなど、エイズ及びHIV感染に対する基本的知識を学習するため、子どもの成長段階に合わせたリーフレットの作成・配布、学習指導要領に基づく教育を実施するとともに、教職員や保護者等若者を支える層を対象に都立高校への産婦人科医等専門医の派遣などを実施します。

【教育庁】

<アクション4> 拡充する取組

保健所や学校等、地域の関係者の協力による取組を進めます

エイズ及びHIV感染に関する若者の理解を深め、普及啓発を担う将来の人材を育成する観点から、一定の教育、研修を通じて養成されたピア・エドゥケーターが、同じ年代の人あるいは社会的背景を共有する人を教育する「ピア・エデュケーション」を、大学等の授業や学園祭、街頭におけるキャンペーンやイベント等、様々な機会を通して充実していきます。

【福祉保健局】

大学や専門学校の入学式のオリエンテーションの機会に啓発資材を配布する等、機会をとらえて知識の普及を図ります。

【福祉保健局】

<<エイズ・ピア・エデュケーション>>

青少年への感染拡大とエイズに対する偏見差別のない社会づくりを目指して、若者のピア・エデュケーターが同世代の若者に、エイズに関する基礎知識や予防方法をはじめ、命の大切さや共に生きる大切さを伝えていく活動です。

保健所や関係機関職員とともに、大学等の授業や学園祭、街頭でのキャンペーンなどの場で実施しています。

平成20年10月28日、多摩小平保健所・多摩府中保健所は国立看護学校等のピア・エデュケーターとともに、東京農工大学でエイズ検査・予防啓発のキャンペーンを行いました。キャンパスに集う学生に、ポケットティッシュ、コンドーム、保健所マップなどのパンフレットを配布したほか、エイズ予防やエイズ・ピア・エデュケーション活動への興味、知識を問うアンケート調査を行いました。

※ エイズ・ピア・エデュケーター…保健所等において、同年代の仲間と一緒にエイズや命の大切さを考える専門のトレーニングを受けた者。都内在住、在学、又は在勤の高校生以上の青少年が対象



エイズ・ピア・エデュケーター



エイズ・ピア・エデュケーション活動

<アクション5> 拡充する取組

職域への啓発に取り組みます

経済団体や医師会等と連携して、企業の人事・健康管理担当を対象としたメールマガジンの定期的な送付、産業医を対象とした研修の実施等の取組を行います。

【産業労働局、福祉保健局】

プラン3

人権擁護の視点からの取組を進めます

都民がH I V陽性者に対する理解を深め、偏見・差別を解消していただけるよう、人権擁護の視点に立った啓発を進めていきます。

<アクション6>

庁内外の人権部門との連携を図ります 拡充する取組

若年層、それを支える保護者層、高齢者の層までの幅広い年齢層の都民を対象に、H I V陽性者の人権を守るよう啓発するため、人権週間に合わせたイベント（人権フォーラム）における啓発パネルの展示及びレッドリボンを用いた啓発資材の配布を実施するほか、啓発イベントにおけるメッセージの募集などの取組を行います。

【総務局、産業労働局、福祉保健局】

就労の継続を希望するH I V陽性者が働きやすい環境づくりのため、経済団体等の協力を得ながら、企業の人事・健康管理担当を対象としたメールマガジンの定期的な送付、職域を対象とした講演会の実施等の取組を通じて企業内や業界ごとのネットワークへの働きかけを行います。

【産業労働局、福祉保健局】

<アクション7>

都職員の意識啓発に取り組みます

今後の都政を担う職員の人権意識の向上を図るため、採用一年目の職員等を対象としたエイズ講習会や、中央研修における啓発パンフレットの配布等を行います。

【総務局、東京都職員共済組合、福祉保健局】

<<人権フェスティバルにおける取組>>

平成 20 年 8 月、都民広場で開催された「人権フェスティバル」において「レッドリボンキャンペーン」を実施し、幅広い世代に愛されているキャラクター「ハローキティ」を通して、エイズに対する差別・偏見のない社会をつくることの大切さを呼びかけました。

来場者には、ハローキティとエイズ対策のシンボル・レッドリボンをデザインした携帯クリーナーを添えたカードを配り、家族や友人などの大切な人にプレゼントしていただくためのメッセージを書いてもらいました。

このとき、エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」に来館している高校生もボランティアとして参加し、来場者への啓発やブースへの誘導等の活躍をしました。



©1976,2009 SANRIO CO.,LTD.©

APPROVAL No. G4903271

目標2：感染拡大の防止

個人が明確に予防の必要性を認識できるような環境づくり

H I V 感染症は、正確な情報に基づく予防行動をとれば、感染のリスクを大きく回避することができる疾病です。また、感染しても早期にその感染を把握して、適切な時期に治療を始めれば発症を長期にわたって抑えることも可能です。

感染が個人の行動に深く係っていることから、個人が明確に予防の必要性を認識できるような社会の環境づくりが必要です。

特に性行動が活発化する若い世代、既に発症した段階で感染が判明する割合が高いにもかかわらず検査実績が少ない40歳代以上の世代、さらに現状では感染報告の大部分を占めている同性愛者、予防等に関する情報の入手が困難な外国人等、個別の施策を必要とする対象層への働きかけは喫緊の課題といえます。

これまで都は、若い世代や一般都民全体に向けた取組を進めてきましたが、今後は、より高い年齢層や同性愛者等についても、対象層それぞれに合った予防啓発に取り組んでいきます。

また、H I V 感染症以外の性感染症についても、主な感染経路が性的接触であることが共通していること、さらに、罹患（りかん）するとH I V に重複感染するリスクも高くなることから、H I V 感染予防と一体化した取組を進めます。

H I V 検査の拡大及び相談の機会を通じた予防啓発

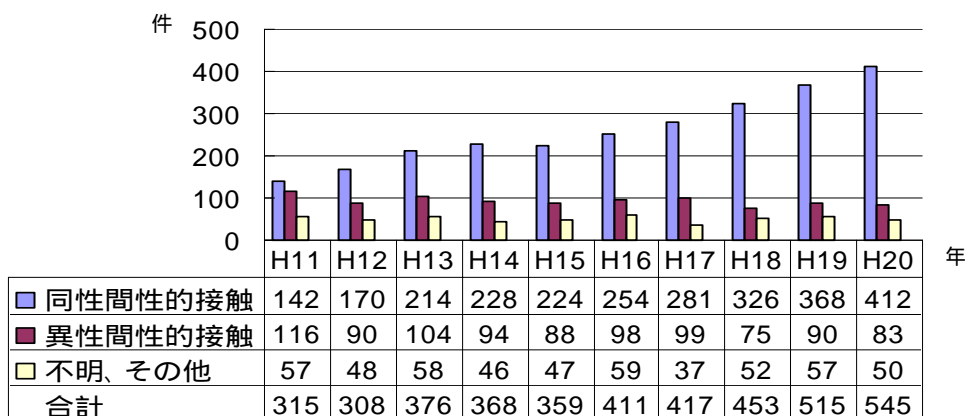
都内における行政が実施する検査数は、陰性であればその日のうちに結果がわかる即日（迅速）検査や平日夜間及び休日の検査を中心に増加する傾向にあり、それに伴い陽性件数も増えています。

都の感染報告の中心を占めている年齢層は、現在及び将来の社会の担い手です。また、自らの感染に気が付いていない人の数が、実際には報告数の数倍に及ぶとも推定されています。さらに、他の先進国と同様、今後感染経路などの発生動向に新たな変化が生じる可能性もあります。したがって、H I V 検査の機会を拡大することは、感染している人が自ら、感染を早期に把握して必要な治療を受けることができるという点に加え、予防対策の観点からも、感染の動向をいち早くとらえ適切な対策をとることができるという意味で非常に重要です。

今後の感染報告の動向を注視しながら、検査機会の一層の拡大を図るとともに、検査の機会及び保健所や啓発拠点等における相談の場面等を活用して的確な予防啓発に取り組んでいきます。

○ 同性間性的接触による報告数は、ここ10年で約3倍に増加しています。

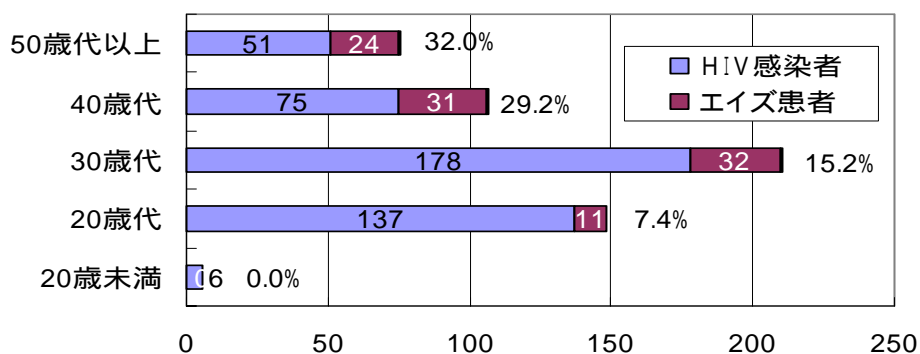
東京都のHIV感染者及びエイズ患者推定感染経路別報告数年次推移
(平成11(1999)年～平成20(2008)年)



出典：感染症発生動向調査

40歳代以上では、エイズを発症してから初めて医療機関で感染が分かる事例の割合が高くなっています。

東京都の年代別「発症後にHIV感染が分かる事例」の割合(平成20(2008)年)

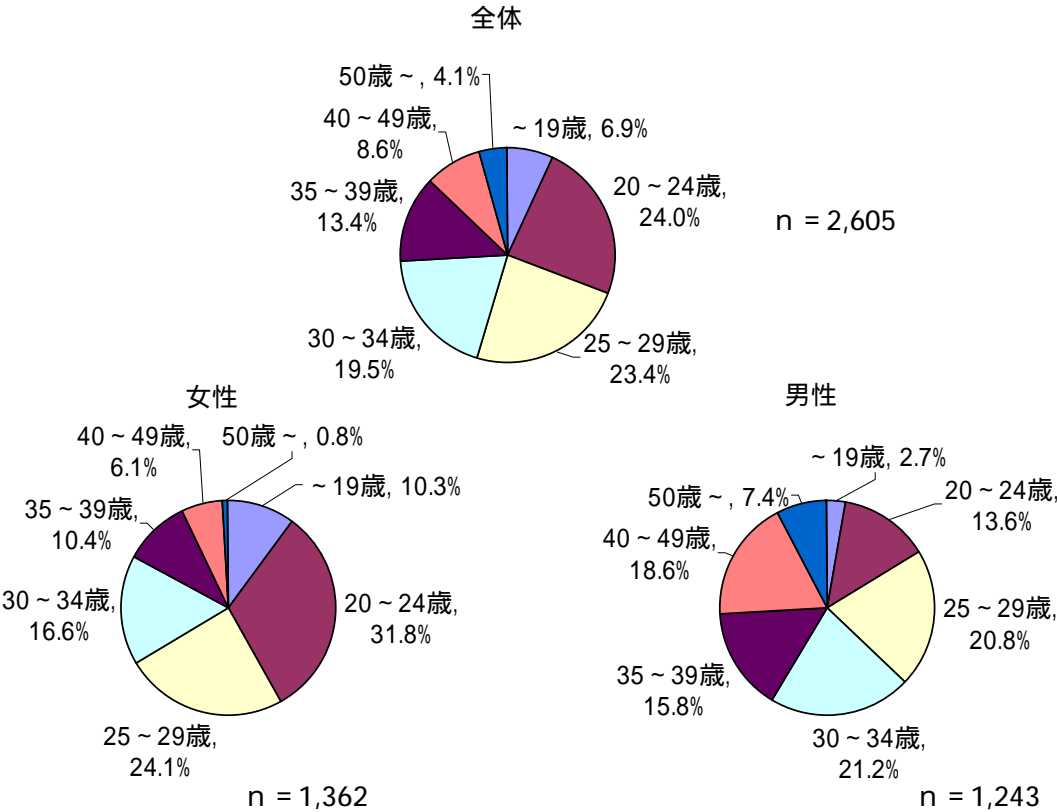


件

福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

クラミジアの感染者の約50%が20歳代で、20歳未満の感染者も7%を占めています。女性は20歳代が60%弱を占め、男性は20歳代、30歳代がほぼ同じ割合でそれぞれ35%前後を占めています。

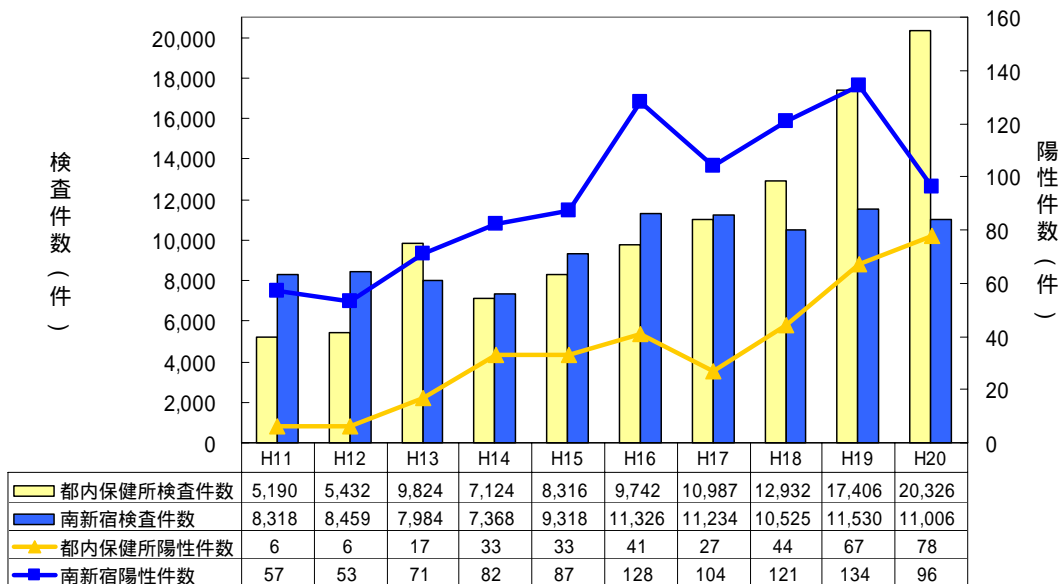
東京都の性器クラミジア感染症の年齢別報告数 平成20(2008)年



出典：感染症発生動向調査

- 近年、保健所の検査件数が大幅に伸びており、それに伴い陽性件数も増えています。
- 平日夜間及び休日の検査を行う東京都南新宿検査・相談室は安定した検査件数を上げていますが、陽性件数は平成 20 年は減少しており、今後の動向に注意する必要があります。

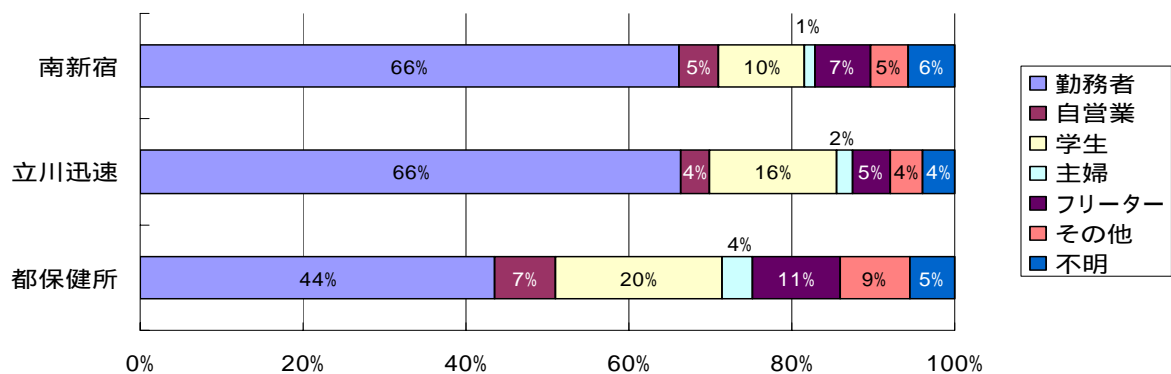
都内の行政機関が実施する HIV 検査件数・陽性件数
(平成 11(1999)年～平成 20(2008)年)



福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

- 平日夜間・休日に検査を実施している南新宿検査・相談室及び多摩地域検査・相談室（立川迅速）と平日昼間に実施している東京都保健所とで職業別に受検者割合を比較すると、特に勤務者の比率に大きく差が見られます。

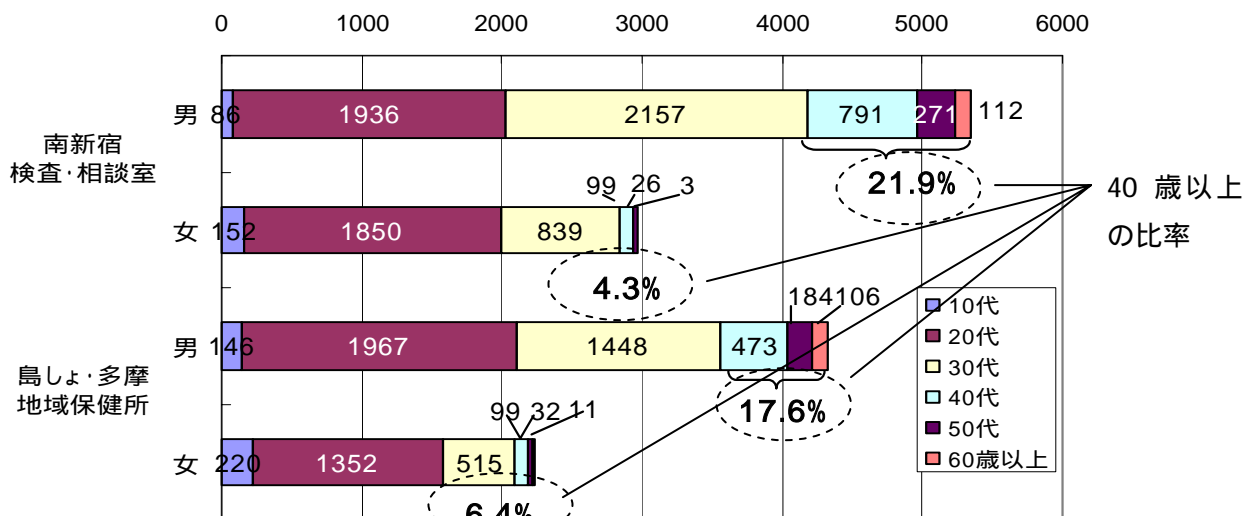
南新宿検査・相談室、多摩地域検査・相談室、島しょ・多摩地域保健所の職業別受検者割合の比較（平成19年アンケート集計結果より）



福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

- 検査の受検者の約80%は30歳代までの比較的若い世代に偏っており、エイズ患者に占める割合の高い40歳以上の受検者は少ないことが特徴です。

島しょ・多摩地域保健所、南新宿検査・相談室の男女別年代別受検者数（平成19年アンケート集計結果より）



福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

【取組】

プラン4 対象層それぞれの特性に合った予防啓発に取り組みます

プラン5 受検者をきめ細かくフォローできる検査・相談体制を構築します

プラン4

対象層それぞれの特性に合った予防啓発に取り組みます

従来重点的に取り組んできた若者層に向けた対策に加え、働きかけの対象となりにくかった40歳代以上の世代、同性愛者、外国人、障害者等に対し、感染予防に向けた行動の必要性を認識し、正確な情報を提供できるように、その人権や社会的背景に配慮しながら、それぞれの行動特性に合わせた発想や手法を用いた予防啓発を実施します。

<アクション8> 拡充する取組

若者に向けた取組を拡充します

繁華街に集まる若者層を対象に、効果的な普及啓発を行うために設置した拠点「ふぉー・ていー」を核として、ワークショップ（勉強会）やアウトリーチ（街頭啓発活動）、地元の商店会、保健所、学校等地域との連携による予防啓発活動、「ふぉー・ていー」来館者の参画による啓発イベントなど、若者の自発性と発想を活かした取組を充実していきます。

【福祉保健局】

<アクション9> 拡充する取組

働き盛りの世代に向けた取組を開始します

経済団体等の協力を得ながら、メールマガジンの送付等による職域の担当部門への働きかけを通して、企業内における人権啓発や疾病の理解に向けた取組の強化を促していきます。特に、検査の受検を促していくため、予防や早期発見の重要性、感染後の治療や生活などに関する情報の発信と併せて、検査会場や日程等、HIV検査に関する具体的な提供を行います。

【福祉保健局、産業労働局】

<<普及啓発拠点「ふぉー・てぃー」>>

若者がエイズ・性感染症について主体的に考え、学び交流する啓発拠点「ふぉー・てぃー」を豊島区池袋保健所「エイズ知ろう館」内に設置し、若者やボランティア団体の情報交換・交流の場の提供、自主学習・参加型勉強会の支援、地元商店街等との連携による啓発活動等を実施しています。

来館者数は毎月延べ 1,000 人前後で、来館者を巻き込んだワークショップも月 1～2 回程度開催しています。また、大学生や来館者の高校生とともに、シンポジウムやNPO等と連携した啓発イベントも展開しています。



ふぉー・てぃーの様子



アウトリーチの様子

<<若者向けのクラブイベントの実施>>

平成 20 年 9 月、繁華街に集う若者（10 歳代～20 歳代）を対象に、「HIV 検査を受けよう！」をテーマに、渋谷区のクラブでイベントを行い、約 200 名の参加があり、大いに盛り上がりました。10 歳代から 20 歳代の間で人気があるアーティストが、ライブのなかでエイズ予防の大切さ、HIV 検査を受けることの大切さを訴えました。

ライブの間に 2 回のトークショーを行い、ゲストからエイズ予防や検査を受けることの大切さについて、会場にアピールしました。トークショーでは、東京都から検査に関わるクイズを出題し、参加者が楽しみながら知識を身につけられるよう工夫しました。ライブ・トークショーともに盛り上がり、歌とともに出演者の熱いメッセージが参加者の心に響くイベントとなりました。



<アクション10> 拡充する取組

同性愛者や外国人等に向けた取組を拡充します

同性愛者や外国人等については、NPO等民間団体との連携を強化し、その経験とノウハウを活かしながら、コミュニティへの働きかけなど地域に根ざした普及啓発に取り組むとともに、コミュニティに繋がりを持たない対象に対してもパソコンや携帯電話向けサイトの活用等メディアを通じた情報発信に取り組んでいきます。

【生活文化スポーツ局、福祉保健局】

講演会における手話通訳・要約筆記の実施や、バリアフリーに配慮したホームページづくりなどを通して、障害者への普及啓発に取り組んでいきます。

【福祉保健局】

<<男性同性愛者を対象とした取組>>

新宿二丁目には、ゲイバーなど男性同性愛者が集まる店舗が多数集積していることから、都では、同性愛者向けの啓発拠点「community center akta」及び、その運営を委託されている Rainbow Ring と連携して男性同性愛者向けの普及啓発を実施しています。検査を促進するためのゲイ向けの保健所マップを作成し、ゲイバーなどに配布しています。また、HIV陽性者の手記の朗読を通じてエイズ及びHIV陽性者やその周囲の人々について理解を深めるためのイベント「リビング・トゥギャザー・ラウンジ」を、クラブやバーで年間15回ほど開催しています。

※ 「community center akta」は、厚生労働省「同性愛者向け普及啓発事業及び同性間によるHIV/AIDS感染予防に関する研究（厚生労働科学研究）事業」の一環として設置されています。



同性愛者向け保健所マップ



リビング・トゥギャザー・ラウンジにおける手記の朗読

プラン5

受検者をきめ細かくフォローできる検査相談体制を構築します

都民がHIV感染を早期に把握できるよう、場所や時間帯等について都民の利便性に配慮した検査体制を構築します。

また、検査受検時や相談等の機会を活用して感染予防の行動に結びつくような効果的な啓発を行うため、性感染症予防も含めた相談体制の充実を図ります。

<アクション11> 拡充する取組

都民が受けやすい検査相談体制を充実させます

保健所、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室などにおける検査相談を実施します。特に、平日に時間が取りにくい勤労者等が受けやすいよう、休日の検査など、都民が受けやすい検査体制の充実を図ります。

【福祉保健局】

<<東京都南新宿検査・相談室>>

祝日を除く毎日、無料・匿名でHIV検査を実施しており、平日は午後3時30分から午後7時30分まで、土日は午後1時から午後4時30分まで検査を行っています。ターミナル駅・新宿から徒歩3分と立地条件も良く、年間1万を超える人が受検しています。火曜日、木曜日、土曜日、日曜日には受検者の希望に応じて、カウンセラーが感染不安や予防行動等に関する様々な相談に対応しています。また、HIV検査・相談月間とエイズ予防月間の期間中は、希望者にクラミジアと梅毒の検査も実施しています。



南新宿検査・相談室



検査前のガイダンス

<アクション12>

安心して受けられる相談体制を整備します

相談、カウンセリング機能を充実するため、保健所等検査機関の保健師や医師等に対し、個別施策層へのフォロー等今後必要とされる知識や技術に重点を置いた研修を実施します。

【福祉保健局】

NPO と連携し、都民の感染不安を解消するとともに様々な疑問に的確に答えていくため、電話相談を実施します。

【福祉保健局】

目標3：HIV陽性者の支援

HIV陽性者の社会生活を支える医療体制の整備

抗HIV薬の開発と多剤併用療法の発達に伴い、HIV感染症は「コントロール可能な病」の側面を持つようになってきており、治療を続けながら働き学ぶなど、20歳代から40歳の年齢層を中心に社会生活を維持するHIV陽性者が増えています。

HIV陽性者の社会生活を支援するためには、定期的に通院して受診・服薬しながら社会活動を続けていける環境を整備することが重要であり、都は利便性が高く勤務への影響の少ない医療を提供できる体制の整備に取り組んでいきます。

○ HIV陽性者の予後の長期化を踏まえた療養支援体制の構築

HIV陽性者の予後が長期化するに伴い、今後、長期にわたる服薬や高齢化による様々な健康問題の顕在化が懸念されています。各種福祉サービス等を活用した療養生活への支援、また、認知症や精神障害、人工透析を必要とする慢性腎疾患など、HIV診療と合わせた一般医療等の必要性が増すことも予測されます。

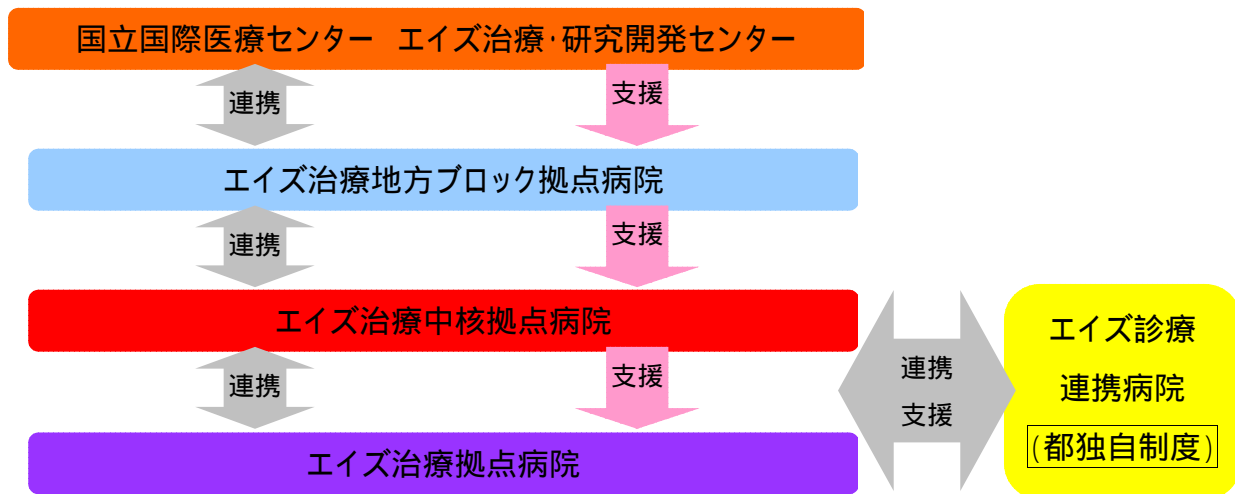
しかし、一般医療機関や福祉サービス提供者については、HIV感染症に対する認識が不十分であったり、HIV感染への漠然とした不安を持っていることなどが原因となり、HIV陽性者の受入は十分進んでいるとはいえません。

また、体力の低下や治療薬の副作用、さらに働く場における理解が不十分であること、あるいは誤解や差別などにより就労の継続が困難になるケースも生じています。

そこで、HIV陽性者の予後が長期化しつつある現状を踏まえ、HIV陽性者が地域で必要な医療・福祉サービスをはじめとする様々な支援を受けながら、長期にわたり安心して生活できるよう、HIV陽性者の実情やニーズを十分踏まえながら支援体制の構築を図っていきます。

- 国は、地方ブロック拠点病院に患者等が集中している状況を改善し、都道府県内において良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、少なくとも各都道府県について中核拠点病院を1箇所設置し、これを中心に、各都道府県内における拠点病院間の機能分化を含めた医療提供体制の再構築を図ることを求めています。

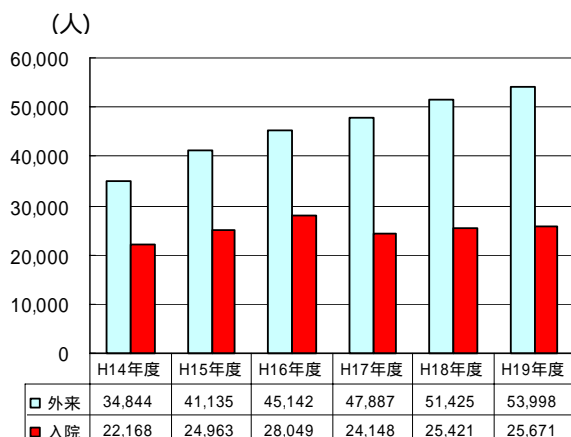
日本のエイズ医療体制



- 国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センター(ACC)
平成9(1998)年設置。日本のHIV診療の中心となる病院
- エイズ治療地方ブロック拠点病院
平成9(1998)年設置。全国(8地区)14箇所を設置。ACCの支援を受け、その地域の中核拠点病院を支援する。
- エイズ治療中核拠点病院 1
平成18(2006)年国通知により設置。都道府県がエイズ診療拠点病院の中から少なくとも1箇所選定し、ブロック拠点病院の支援を受けながら拠点病院を支援する。
- エイズ治療拠点病院 2
平成5(1993)年国通知により設置。各都道府県が設置。中核拠点病院の支援を受けながら、エイズ診療を実施する。
- エイズ診療連携病院(都独自制度)
平成7(1995)年設置。エイズ診療拠点病院と連携して、精神科、小児科、産科、歯科等専門分野における高度な医療を提供する。
- 1 都では「エイズ診療中核拠点病院」という。
2 都では「エイズ診療拠点病院」という。

○ 近年、東京のエイズ診療拠点病院の入院患者はほぼ横ばいである一方、外来患者が増えています。

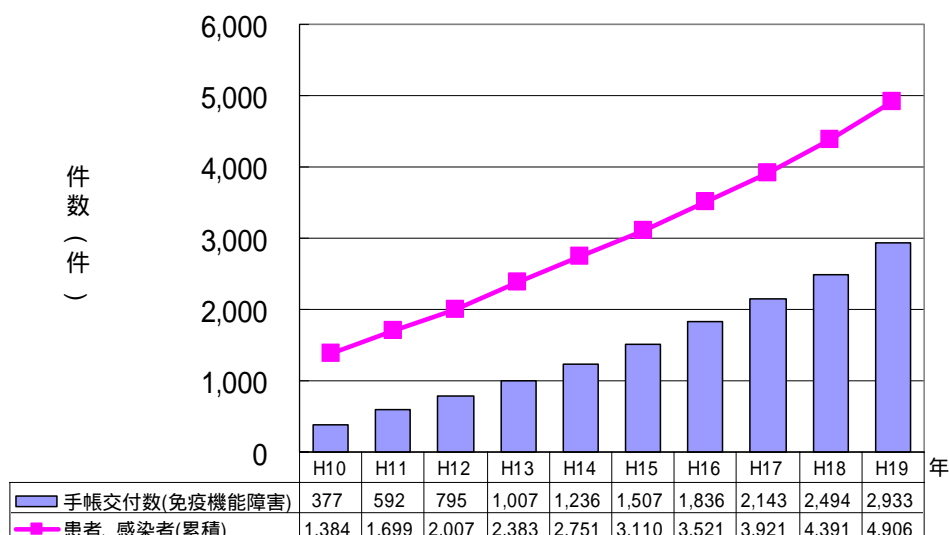
エイズ診療拠点病院 外来・入院延べ数年次推移 (平成 14(2002)年度～平成 19(2007)年度)



福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

H I V陽性者の累積報告数は 10 年前に比べて約 3.5 倍に増えており、手帳交付数も概ね同じ割合で増加しています。

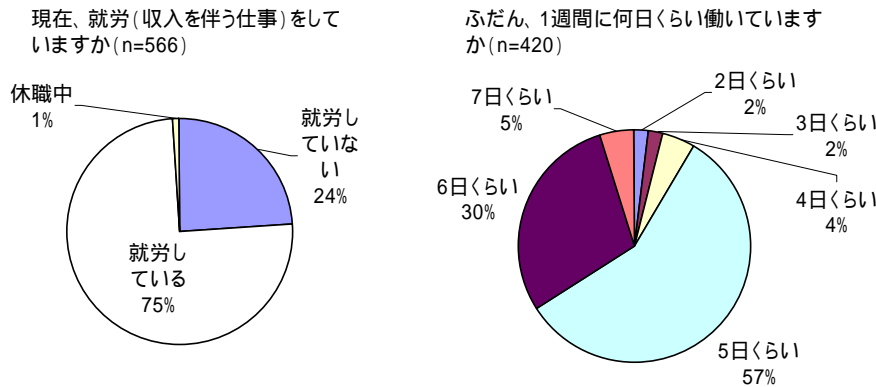
東京都のH I V感染者及びエイズ患者の累積報告数と身体障害者手帳 (免疫機能障害)交付数 (平成 10(1998)年～平成 19(2007)年)



福祉保健局健康安全部感染症対策課調べ

- HIV陽性者の75%が仕事をしています。
- 週5日以上働いているHIV陽性者が9割を超えています。

「HIV陽性者の療養生活と就労に関する調査研究」報告書より

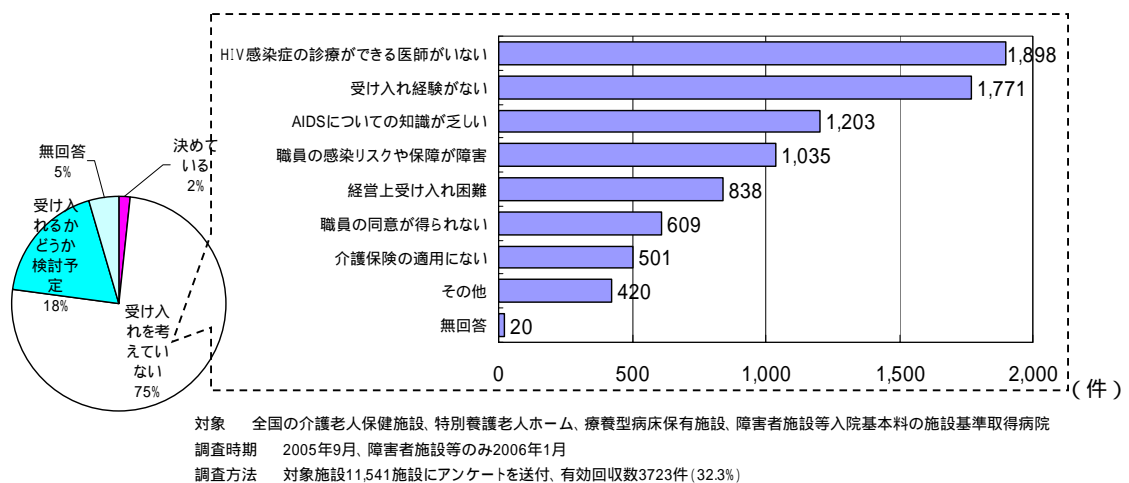


出典：HIV感染症の医療体制の整備に関する研究「HIV陽性者の療養生活と就労に関する調査研究」報告書

平成16年度厚生労働科学研究(主任研究者：木村哲 分担研究者：小西加保留)
 全国のエイズ診療ブロック拠点病院及び拠点病院である全国の5つの医療機関(北海道、東京2箇所、大阪、九州)の外来患者を対象に調査したもの。

- HIV感染者の受入を考えていない施設が75%を占めています。
- 「診療ができる医師がない」、「受入経験がない」という理由が多くを占めています。

HIV患者を受け入れる基準を決めているか(全国の福祉施設等)
 (平成17(2005)年)



出典：「長期療養が必要なHIV感染者の実態調査と療養支援策の検討」
 平成16~17年度研究報告書(主任研究者：永井英明)

【取組】

プラン6 働き学びながら治療を受けられる環境の整備を図ります

プラン7 地域におけるHIV陽性者の生活を、そのニーズに合わせて支援します

プラン6

働き学びながら治療を受けられる環境の整備を図ります

HIV陽性者が働き学びながら、HIV診療や、その他の必要な医療等を受けられる体制を整備します。

<アクション13> 拡充する取組

HIV診療を担う医療機関を確保し、相互の連携を強化します

HIV診療体制を確保するため、中核拠点病院について、研修機能の充実や連携協議会の開催等を通して機能強化を図り、これを核として拠点病院及び連携病院（以下「エイズ診療協力病院」という。）との連携を強化していきます。また、HIV陽性者の地域における受療の利便性を確保する観点から、エイズ診療協力病院における診療水準を総体として確保・強化する方策を、中核拠点病院と連携して検討します。

【福祉保健局、病院経営本部】

<アクション14> 拡充する取組

医療機関同士のネットワークづくりを図ります

HIV診療以外の他科連携や一般医療機関におけるHIV陽性者の受入を促進するため、地域の医療機関に関する情報の収集を図るとともに、エイズ診療拠点病院や専門医によるバックアップ体制の構築について検討します。

【福祉保健局】

エイズ協力歯科診療所紹介事業を推進し、東京都歯科医師会・地区歯科医師会の協力により協力診療所数の増に努める等、一般の歯科診療所における診療体制の充実、歯科診療体制のネットワーク化を図ります。

また、歯科の医療連携のシステムの他科への応用についても検討していきます。

【福祉保健局】

<< 医療機関の連携～歯科診療ネットワーク～ >>

HIV陽性者が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるよう、都内にHIV陽性者の歯科診療を行う協力歯科診療所を確保し、エイズ診療協力病院との間で患者紹介を行っています。平成21年3月現在80の協力歯科診療所がHIV陽性受入について同意し、登録しています。また、歯科医療従事者のエイズ及びHIV感染に対する知識の向上、協力歯科診療所のさらなる拡大を目指して、歯科向けエイズ講習会を実施しています。



歯科向けエイズ講習会



「東京都エイズ協力歯科診療所紹介事業」のご案内

プラン7

地域におけるHIV陽性者の生活を、そのニーズに合わせて支援します

高齢化に伴い発生する機能障害等をはじめとするHIV陽性者のニーズに的確に対応していくため、HIV診療を担う医療機関、一般医療機関、歯科診療所、保健所、薬局、福祉部門等、すべての関係機関でHIV陽性者を支える仕組みをつくります。

<アクション15> 拡充する取組

地域でHIV陽性者と係る医療・福祉職の啓発・育成を図ります

HIV感染に関する正しい知識やHIV陽性者への対応のあり方等をテーマに、症例懇話会をはじめとする講習会を実施するなど、医療従事者や福祉関係者への意識啓発を図り、医療機関、薬局、福祉施設等地域の関係機関におけるHIV陽性者の受入の促進に努めます。

【福祉保健局】

<アクション16>

HIV陽性者の心理的・社会的なサポート体制を確保します

HIV陽性者やその家族の精神的な不安や悩みを軽減するため、医療機関からの要請に基づきカウンセラーを派遣するとともに、HIV陽性者の療養生活を支援することを目的としたパンフレットをNPOとの連携により作成する等、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保します。

【福祉保健局】

<< HIV陽性者支援のための冊子「たんぽぽ」>>

HIV陽性告知から間もない人を対象として、医療や日常生活の過ごし方、役立つ制度や情報が載っているパンフレットです。病院・診療所・保健所などでの陽性告知の際、HIV陽性者の方に十分な情報提供を行い、病気やこれからの生活を考え、理解を深めてもらうことを目的として作成しています。作成に当たり、デザイン・構成については「特定非営利活動法人ぷれいす東京」と協力し、HIV陽性者の手記を掲載するなど、HIV陽性者の視点を重視しました。



たんぽぽ表紙



たんぽぽ（陽性者の手記）

<アクション17> 拡充する取組

保健・医療・福祉の各部門の連携を確保します

拠点病院を退院するHIV陽性者が地域での生活に円滑に移行できるよう、拠点病院と保健所の連携の強化を図ります。また、療養支援の事例の検証をベースにしてHIV陽性者一人ひとりの療養生活を支援するためのマニュアルを作成し、拠点病院や保健所で活用します。

【福祉保健局】

HIV陽性者の療養生活の支援に向けた取組を通じて事例の検証や課題の抽出を行い、保健所・協力病院・一般医療機関・区市町村保健福祉担当・福祉事業者等の連携体制の構築を図ります。

【福祉保健局】

目標を実現させるための基盤づくり

施策の基礎となる情報の収集と解析

東京都は、これまで感染者及び患者について感染症法に基づく発生動向調査で集積したデータを分析し、その結果に基づき対策が必要な層を推定するなど、エイズ対策の推進に役立ててきました。しかし、予防啓発の重点的な対象とすべき層やH I V陽性者に関する、具体的で詳細な情報については、十分に把握できずにいました。

今後は、より一層H I V陽性者の立場に立った取組を進めていくため、対象層及びH I V陽性者の人権や個人情報の保護に配慮した上で、対象層の行動特性やH I V陽性者の受療の状況等、具体的な情報の収集を図っていきます。

国外の取組事例の分析

エイズ及びH I V感染に関する外国の現状を見ると、国・地域によってその実態は異なりますが、性的接触（同性間及び異性間）、あるいは薬物使用時の注射器共用等が多くなっています。また、日本との人的交流が頻繁になっているアジア近隣諸国では、近年感染報告が急増するなど、注目すべき変化も見られます。

現在の我が国における最も多い感染経路は同性間性的接触であり、他の感染経路の動向については今後の予測を立てるのが困難な面もあることから、今後の施策展開の方向性を検討するため、海外の先進的取組事例の分析を進めます。

求められる多様な主体との協働

今後の取組においては、予防啓発の対象層が多様化していることや生活ケアを必要としているH I V陽性者が増加することを踏まえた、従来より一層きめ細かな対応が求められています。そうした中で、東京都が施策を進めるにあたっては、N P O等多様な団体との連携・協働がこれまで以上に求められています。

東京には、学生を中心とした若者向け予防啓発に取り組むグループや、地域コミュニティに基盤を置いて同性愛者向け啓発に取り組むグループ等、様々な団体が存在しています。こうした団体は、行政に比べて柔軟で多様な活動が可能なのが特徴であることから、そのノウハウや経験を

活かすことを通して、より効果的な取組を図っていきます。

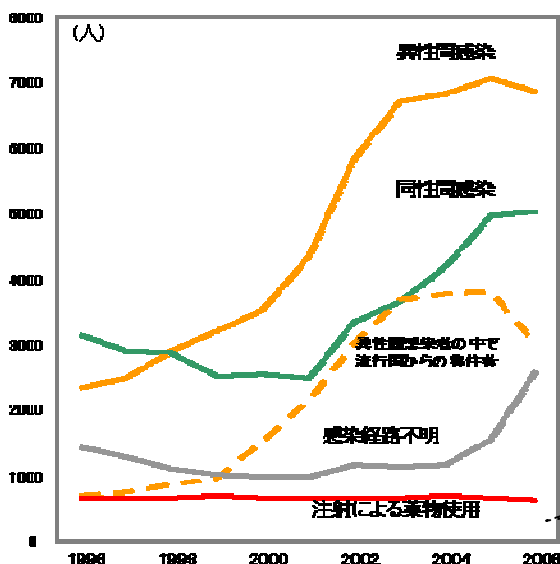
N P O 等民間団体等の取組の事例

	活動内容
同性愛者に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 新宿二丁目に同性愛者を対象とした啓発拠点を設置。ここを核としてゲイバー等商業施設を対象とした Condom や啓発資材の配布、研修会やイベント型の啓発等を実施 (厚生労働科学研究費による事業)
H I V 陽性者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 入院中や在宅生活の生活を支援するため、基礎研修を受けたスタッフが訪問。支援の内容は買物、家事、通院同行等の外出介助等から、会話などのコミュニケーションまで多岐に渡る。既存の行政サービスでは得にくい「生活の質の向上」を目的とした利用が多く、長期的・継続的な支援を行うケースもある。

西欧諸国の状況

- 西欧諸国における感染経路は、異性間性的接触が多いが、このうちH I V 流行国からの移住者が約半数を占めています。

HIV感染経路別



【西欧諸国】

アンドラ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス の 23 か国を指す

※ うちオーストリア、モナコは HIV のデータなし

出典：EuroHIV. HIV/AIDS Surveillance in Europe. Mid-year report 2007.

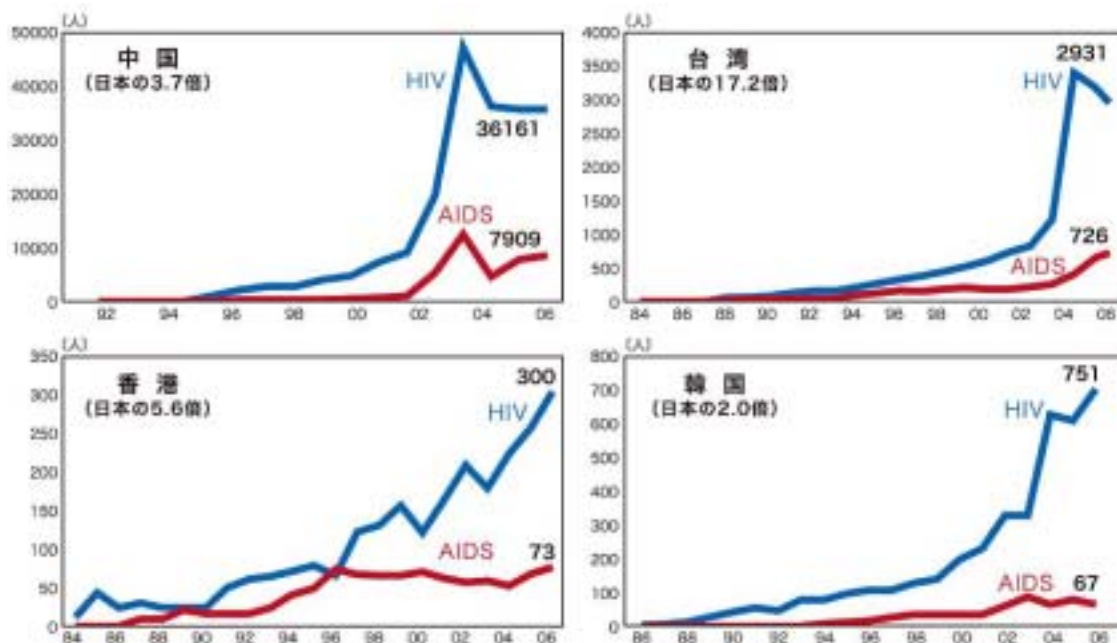
Saint-Maurice: Institut de Veille Sanitaire, 2007. No. 76.

「H I V 感染症の動向と影響及び政策のモニタリングに関する研究」

厚生労働科学研究（主任研究者：木原正博）

- 東アジアの近隣諸国を見ると、近年中国、台湾、香港、韓国で感染報告が急増しています。

東アジア近隣諸国におけるHIV感染者及びエイズ患者報告数年次推移



括弧内は、平成18(2006)年の単位人口当たりHIV感染者報告数の日本に対する倍率
 出典：日本におけるHIV流行の現状と文脈について
 (平成19(2007)年度厚生労働科学研究；主任研究者：木原 正博)

【取組】

- プラン8 対象層やHIV陽性者に関する基礎的情報の収集・解析等に
取り組みます
- プラン9 国外の取組事例の調査研究に取り組みます
- プラン10 多様な主体との協働を推進します

プラン8

施策の対象層やHIV陽性者に関する基礎的情報の
収集・解析等に取り組みます

人権や個人情報に十分配慮しながら、当事者の理解と協力を得た上で、
施策の対象者及びHIV陽性者の実情やニーズ等を把握することに努め
ます。

<アクション18> 拡充する取組

基礎的な情報の収集・解析に取り組みます

発生動向調査や厚生労働科学研究などの資料の分析を通じて、最新の
発生動向や対象層の実情把握に努めます。また、同性愛者を対象とした
研究の成果を活用してNPOとの連携により新たな手法による啓発を進
める等、調査・分析の成果を必要に応じて都の取組に反映させていきま
す。

【福祉保健局】

検査相談や受療の機会を活用して、同性愛者や働き盛りの年代の行動
特性、検査を受ける人の行動や意識、また、陽性と判明した人の受療や
治療の継続の状況、病状の変化等の把握を行い、都の取組に反映させて
いきます。

【福祉保健局】

プラン 9

国外の取組事例の調査研究に取り組みます

「アジア大都市感染症対策プロジェクト」の取組や、海外のエイズ及びHIV感染の状況及びこれまで進めてきた対策の分析等を通して、東京の将来の取組に役立てていきます。

<アクション19>

アジア大都市ネットワーク21に基づく取組を推進します

共同事業「アジア大都市感染症対策プロジェクト」における実務者会議や調査研究会議等の機会を通じて、アジア各都市における現状や対策に関する情報の共有を図り、参加都市間の連携・協力によるムーブメントの創出等に向けた取組を進めていくとともに、若者や外国人に向けた対策等、必要に応じて都の取組に役立てていきます。

【知事本局、福祉保健局】

<<アジア大都市感染症対策プロジェクトへの取組み>>

アジア大都市ネットワーク21（ANMC21）は、アジア地域の首都及び大都市が、新技術開発、環境対策、産業振興など共通の課題に取り組むため、共同して事業を推進し、その成果をアジア地域の反映と発展につなげていくことを目指す新たな国際的ネットワークです（現在バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、東京、ヤンゴンの11都市が参加）。アジア大都市感染症対策プロジェクトはANMC21の共同事業の一つで、各都市に共通する感染症の課題について、専門家同士のネットワークを構築して協力して取り組むことを目指しており、ANMC21の全11都市が参加しています。これまで、担当者による実務者会議（計4回）や人材育成研修（計4回）などに取り組んでおり、HIV/AIDS対策についても、各都市の若い世代に対する予防啓発の取組を中心に情報・意見交換を続け、都市間で認識の共有を図っています。



第4回実務者会議
（バンコク）の様子



プラン10

多様な主体との協働を推進します

NPO等民間団体の経験・ノウハウに学ぶとともに、自主的な取組を前提にその活動を支援し、適切な役割分担のもと連携・協力の強化を図ります。

国や近隣自治体との連携を深め、また、医師会・歯科医師会等の医療関係機関、教育機関や企業等とも協力して、多面的な視点からエイズ対策推進に取り組んでいきます。

<アクション20> 拡充する取組

民間団体との一層の連携を図ります

外部の有識者やNPOの代表者等で構成される「東京都エイズ専門家会議」を活用し、専門的な見地からの意見をいただき、今後の施策に反映していきます。特に、行政が単独で介入しにくい個別施策層に向けた取組や医療・療養支援等の分野について、現状認識を共有するとともに、団体との連携の方策等必要な取組に向けて検討していきます。

【福祉保健局】

若者層や働き盛りの層に対し、人権意識の普及や予防に向けた啓発を効果的に進めるため、対象となる人々が多数集まる大学・専門学校や企業等の健康管理担当者、校医や産業医等とのつながりを深めます。

【福祉保健局】

<アクション21>

民間団体の活動を支援します

予防啓発やHIV陽性者支援に取り組むボランティアを対象に、現場で必要な資質の向上を図るための講習会を充実します。また、ボランティア団体間の相談連絡会を通して情報交換を行う等、連携を推進する機会を確保します。

【福祉保健局】

普及啓発拠点「ふぉー・てぃー」における取組を通じ、若者を中心とする団体に対し、活動場所の提供や企画への助言等の支援を行います。

【福祉保健局】

<アクション22>

他の行政機関等との連携協力を進めます

国との適切な役割分担のもと、普及啓発、検査相談、医療体制の各分野で情報の共有に努めます。

一方、地方自治体におけるエイズ対策を円滑に進めるための制度を構築することも国の重要な役割であることから、東京都が抱える医療・療養支援の課題を踏まえ、逐次制度改正等を国に提案要求していきます。

【福祉保健局】

区・保健所設置市の保健所と、地域の実情に応じた予防啓発やHIV検査・相談の取組について、担当者連絡会や職員研修の場等を活用して情報の共有や事例検討を行うなど、一層の連携を進めます。

また、療養支援への取組について、区市町村の福祉関係部署との連携も図っていきます。

【福祉保健局】

九都県市による連携協議会の活用等、他府県や近隣自治体と定期的に情報交換・協議を行いながら、施策の推進を図ります。近隣県から都内に通院するHIV陽性者も多数存在することから、他県市の協力病院との情報の共有を図る等、医療対策における課題について共通認識を深めていきます。

【福祉保健局】

今後、HIV陽性者を、医療提供や生活支援の分野で、地域全体が支援する体制づくりが一層求められることから、都医師会・地区医師会、都歯科医師会・地区歯科医師会をはじめとする関係機関との連携協力体制を確保するよう努めていきます。また、医療機関に対し、患者のHIV感染の有無にかかわらず、医療者側が基本的な感染予防対策を講じるよう、普及啓発を進めます。

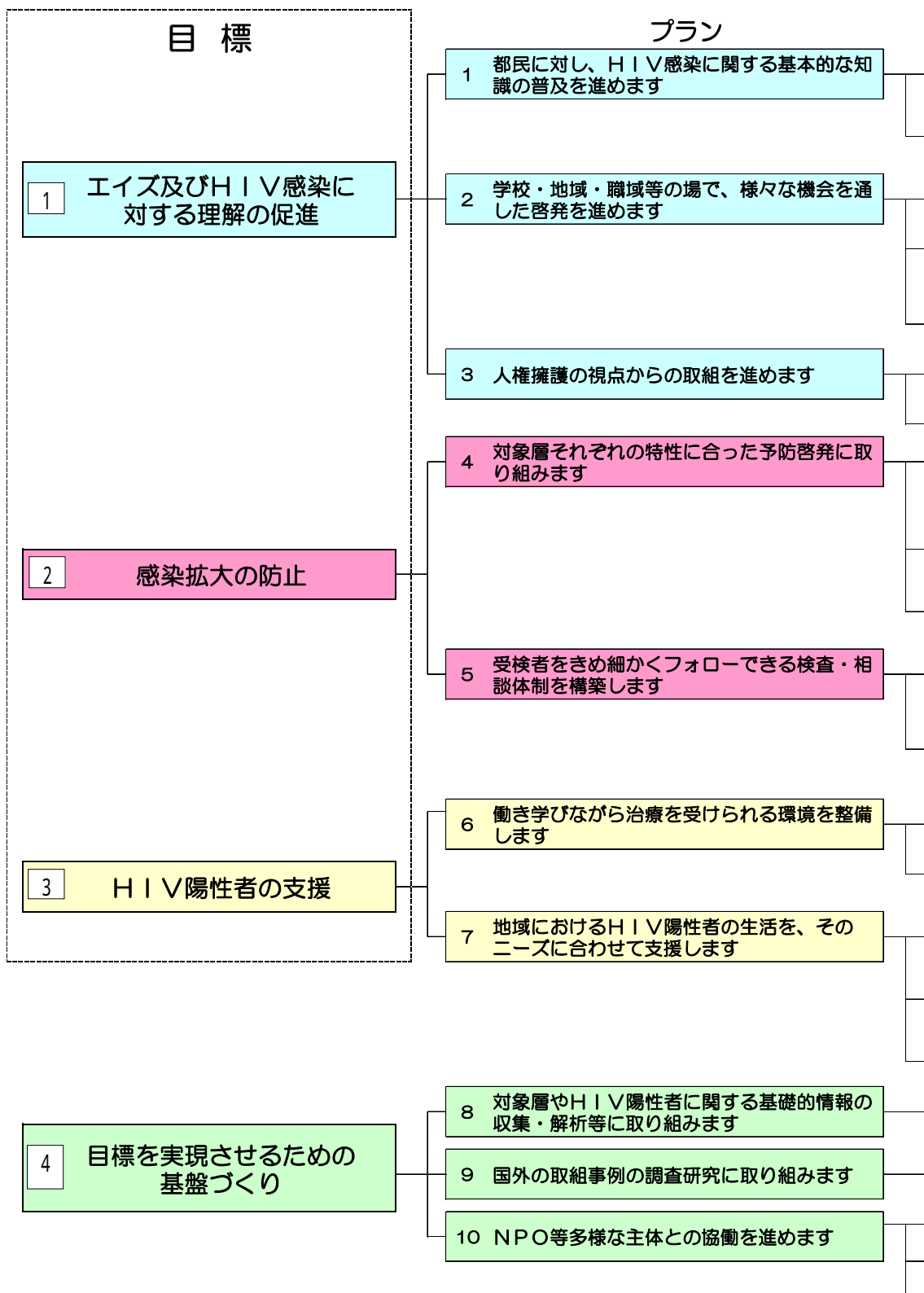
【福祉保健局】

<<エイズ専門家会議と最終報告>>

エイズ対策の推進に関し、専門的な立場から意見を提言するための機関として、学識経験者、NPO代表、病院関係者、教育関係者等の委員で構成される東京都エイズ専門家会議を設置しています。平成 20 年度は、この会議から東京都への提言として「東京都におけるエイズの現状～現在の課題と今後の方向性～」(最終報告)を取りまとめました。東京の現状及び課題を分析する際に使用したデータを集約した資料編は、発生動向調査をはじめとする行政の発表資料の他、厚生労働省科学研究やUNAIDS等の資料等、最近の研究成果、海外の動向等も掲載しています。



エイズ対策の新たな展開 体系図



☆…拡充する取組

アクション

- 1 多様なメディアを活用した情報提供を行います
- 2 キャンペーン月間における集中的な普及啓発を進めます
- 3 学校教育での取組を進めます
- ☆ 4 保健所や学校等、地域の関係者の協力による取組を進めます
- ☆ 5 職域への啓発に取り組みます
- ☆ 6 庁内外の人権部門との連携を図ります
- 7 都職員の意識啓発に取り組みます
- ☆ 8 若者に向けた取組を拡充します
- ☆ 9 働き盛りの世代に向けた取組を開始します
- ☆ 10 同性愛者や外国人等に向けた取組を拡充します
- ☆ 11 都民が受けやすい検査相談体制を充実させます
- 12 安心して受けられる相談体制を整備します
- ☆ 13 HIV診療を担う医療機関を確保し、相互の連携を強化します
- ☆ 14 医療機関同士のネットワークづくりを図ります
- ☆ 15 地域でHIV陽性者と係る医療・福祉職の啓発・育成を図ります
- 16 HIV陽性者の心理的・社会的なサポート体制を確保します
- ☆ 17 福祉・保健・医療の各部門の連携を確保します
- ☆ 18 基礎的な情報の収集・解析に取り組みます
- 19 アジア大都市ネットワーク21に基づく取組を進めます
- ☆ 20 民間団体との一層の連携を図ります
- 21 民間団体の活動を支援します
- 22 他の行政機関等との連携協力を進めます

具体的な取組例

パンフレット等啓発資材の作成・配布 ニュースレターやホームページ等による最新の情報提供 ポスター掲出、マスメディアによる広報 街頭キャンペーン、都庁舎ライトアップ等
小・中・高等学校での教育 教職員や保護者を対象とした講習会 ピアエデュケーション ☆ 大学等への啓発資料の配布 ☆ 企業・大学等に向けたメールマガジンの発行 ☆ 産業医を対象とした研修
人権週間に合わせたキャンペーンの実施、普及啓発等 ☆ 職域を対象としたメールマガジンの発行、講演会の実施 新任職員向けのエイズ研修
普及啓発拠点「ふぉー・てぃー」の運営 商店会、保健所、学校等地域との連携による予防啓発活動 ☆ 「ふぉー・てぃー」来館者の参画による啓発イベント ☆ 企業に向けた検査情報等の提供 ☆ NPOとの連携による個別施策層のコミュニティへの啓発 ☆ パソコンや携帯電話等メディアを通じた情報発信 講演会における手話通訳の導入等障害者への普及啓発
東京都南新宿検査・相談室の運営 ☆ 東京都多摩地域検査・相談室の拡充 保健所における検査相談の実施 保健所等職員研修の実施 NPOとの連携による電話相談の実施
☆ エイズ診療中核拠点病院を中心とした連携体制の強化 ☆ エイズ診療協力病院の診療水準の確保・強化に向けた検討 ☆ HIV診療以外の他科連携や一般医療機関における受入の促進 エイズ協力歯科診療所紹介事業
☆ 人材育成研修の実施 エイズ専門相談員の派遣 NPO等との連携による陽性者向けパンフレットの作成 ☆ 療養支援に向けたマニュアルの作成・活用 ☆ 拠点病院と保健所の連携の強化 ☆ 地域関係機関相互の連携体制の構築
☆ 発生动向調査・厚生労働科学研究の分析を通じた実情把握 ☆ 検査・受療等の機会を捉えた実情把握
アジア大都市感染症対策プロジェクト
☆ エイズ専門家会議における個別施策層に向けた取組等の検討 ボランティア講習会・連絡会の実施 啓発拠点事業を通じた活動の場の提供や企画への助言 国・区市町村・他県市との連携の推進